

議案第9号

鳥栖市教育委員会公印規程の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和5年3月8日

鳥栖市教育委員会
教育長 佐々木 英利

(提案理由)

鳥栖市教育委員会公印規程の一部を改正したいため、鳥栖市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則第2条第1項第9号の規定によりこの案を提出する。

鳥栖市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令案の概要

1 改正の理由

令和5年度から導入する就学援助等システムを通じて発行する各種帳票に電子公印を使用したいため。

2 改正の内容

鳥栖市教育委員会公印規程に電子公印の規定を追加する。

3 施行日

令和5年4月1日

鳥栖市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令

鳥栖市教育委員会公印規程(昭和41年教委訓令第1号)の一部を次のように改正する。
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
<p>(その他) <u>第10条</u> 略</p>	<p><u>(電子公印)</u> <u>第10条</u> 電子公印は定例的かつ定型的な文書又は一度に大量に発する文書で電子計算組織を利用して作成するものに使用できるものとし、その名称、ひな形、寸法、形状、書体、使用区分及び取扱責任者は別表第4及び別表第5のとおりとする。 <u>(電子公印の使用)</u> <u>第11条</u> 電子公印は、当該電子公印の取扱責任者の承認を受けて使用し、定められた使用区分以外に使用してはならない。 <u>(電子公印の登録)</u> <u>第12条</u> 電子公印を登録し、又は必要な事項を整理するため、教育総務課に電子公印台帳(別表第6)を備える。 <u>(電子公印の調製及び廃止)</u> <u>第13条</u> 電子公印の調製又は廃止(以下「電子公印の異動」という。)は、事前に教育長の決裁を受けなければならない。 2 <u>取扱責任者は、電子公印の異動があったときは、教育総務課長に通知しなければならない。</u> 3 <u>前項の通知を受けたときは、教育総務課長は速やかに電子公印台帳を整備しなければならない。</u> (その他) <u>第14条</u> 略</p>

別表第3の次に次の3表を加える。

別表第4

名称	ひな形	寸法（ミリメートル）	形状	書体	使用区分	取扱責任者
鳥栖市教育委員会印	1	21	正方形	れい書	就学援助認定（否認定）通知書 医療券 特別支援教育就学奨励費支給決定通知書 特別支援教育就学奨励費不支給通知書	教育総務課長

別表第5



別表第6

公印名	ひな形	寸法（ミリメートル）	形状	書体	登録年月日	廃止年月日	使用区分	取扱責任者

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

